

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案参照条文

油濁損害賠償保障法（昭和五十年十二月二十七日法律第九十五号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、船舶に積載されていた油によつて油濁損害が生じた場合における船舶所有者の責任を明確にし、及び油濁損害の賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて船舶による油の海上輸送の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三（略）

四 船舶 ばら積みの油の海上輸送のための船舶類をいう。

五 船舶所有者 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第五条第一項の規定又は外国の法令の規定により船舶の所有者として登録を受けている者（当該登録を受けている者がいないときは、船舶を所有する者）をいう。た

だし、外国が所有する船舶について当該国において当該船舶の運航者として登録を受けている会社その他の団
体があるときは、当該登録を受けている会社その他の団体をいう。

五の二（略）

六 油濁損害 次に掲げる損害又は費用をいう。

- イ 船舶（ばら積みの油以外の貨物の海上輸送をすることができる船舶にあつては、ばら積みの油の輸送の用
に供しているもの並びにばら積みの油の輸送の用に供した後当該船舶のすべての貨物艙内^{そう}に当該油が残留し
ない程度にその貨物艙^{そう}を洗浄するまでの間において、ばら積みの油以外の貨物の輸送の用に供しているもの
及び貨物を積載しないで航行しているものに限る。）から流出し、又は排出された油による汚染（貨物又は
燃料として積載されていた油（当該油が貨物艙内^{そう}その他の国土交通省令で定める船舶内の場所に残留したも
の及び当該油を含む混合物で国土交通省令で定めるものを含む。）による汚染に限る。）により生ずる責任
条約の締約国の領域（領海を含む。）内又は排他的経済水域等内における損害
- ロ イに掲げる損害の原因となる事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するために執られる相当の措
置に要する費用及びその措置により生ずる損害

七・八（略）

九 保険者等 この法律で定める油濁損害賠償保障契約において船舶所有者の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行を担保する者をいう。

十 国際基金条約第二条第一項に規定する千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金をいう。

十一・十二（略）

（油濁損害賠償責任）

第三条 油濁損害が生じたときは、当該油濁損害に係る油が積載されていた船舶の船舶所有者は、その損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該油濁損害が次の各号の一に該当するときは、この限りではない。

一 戦争、内乱又は暴動により生じたこと。

二 異常な天災地変により生じたこと。

三 専ら当該船舶所有者及びその使用する者以外の者の悪意により生じたこと。

四 専ら国又は公共団体の航路標識又は交通整理のための信号施設の管理の瑕疵^{かし}により生じたこと。

2 二以上の船舶に積載されていた油により油濁損害が生じた場合において、当該油濁損害がいずれの船舶に積載

されていた油によるものであるかを分別することができないときは、各船舶所有者は、連帯してその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該油濁損害が前項各号の一に該当するときは、この限りではない。

3 前二項に規定する船舶所有者は、油濁損害の原因となった最初の事実が生じた時における船舶所有者とする。

4・5 (略)

(賠償についてのしんしやく)

第四条 被害者の故意又は過失により油濁損害が生じたときは、裁判所は損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしんしやくすることができる。

(保障契約の締結強制)

第十三条 日本国籍を有する船舶は、これについてこの法律で定める油濁損害賠償保障契約(以下「保障契約」という。)が締結されているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油の輸送の用に供してはならない。

2 前項に規定する船舶以外の船舶は、これについて保障契約が締結されているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油を積載して、本邦内の港に入港し、本邦内の港を出港し、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

(保障契約証明書)

第十七条 国土交通大臣は、船舶（責任条約の締約国である外国の国籍を有する船舶を除く。）について保障契約を保険者等と締結している者の申請があつたときは、当該船舶について保障契約が締結されていることを証する書面を交付しなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、船名、保障契約の種類その他の国土交通省令で定める事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、保障契約の契約書の写し並びに船舶の国籍及び第七条に規定するトン数を証する書面を添付しなければならない。

4 第一項に規定する書面（以下「保障契約証明書」という。）の交付を受けた者は、保障契約証明書を滅失し、若しくは損傷し、又はその識別が困難となつたときは、その再交付を受けることができる。

5 保障契約証明書の交付又は再交付を申請しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、保障契約証明書の有効期間、記載事項その他保障契約証明書に関し必要な事項は

、国土交通省令で定める。

（保障契約証明書の記載事項の変更）

第十八条 保障契約証明書の交付を受けた者は、当該保障契約証明書の記載事項の変更があつたときは、その変更があつた日から十五日以内に、その変更に係る事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、次条の規定により当該保障契約証明書を返納しなければならないときは、この限りでない。

2 前項の届出があつたときは、国土交通大臣は、当該届出をした者に対し、新たな保障契約証明書を交付しなければならない。

3 前項の場合において、当該届出をした者は、遅滞なく、第一項の保障契約証明書を国土交通大臣に返納しなければならない。

（保障契約証明書の返納）

第十九条 保障契約証明書の交付を受けた者は、保障契約証明書の有効期間が満了し、又は保障契約証明書の有効期間の満了前に当該保障契約証明書に係る保障契約が効力を失い、若しくは第十四条の規定に適合しないこととなつたときは、遅滞なく、当該保障契約証明書を国土交通大臣に返納しなければならない。

(保障契約証明書の備置き)

第二十条 日本国籍を有する船舶は、保障契約証明書が備え置かれているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油の輸送の用に供してはならない。

2 前項に規定する船舶以外の船舶は、保障契約証明書、責任条約の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面又は外国が交付した責任条約第七条第十二項に規定する証明書の記載事項を記載した書面が備え置かれているものでなければ、二千トンを超えるばら積みの油を積載して、本邦内の港に入港し、本邦内の港を出港し、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

(国際基金に対する被害者の補償の請求)

第二十二條 被害者は、国際基金条約で定めるところにより、国際基金に対し、賠償を受けることができなかつた油濁損害の金額について国際基金条約第四条第一項に規定する補償を求めることができる。

(国際基金の訴訟参加)

第二十四條 第三条第一項若しくは第二項の規定に基づく船舶所有者に対する訴え又は第十五条第一項の規定に基

づく保険者等に対する訴えが係属する場合には、国際基金は、当事者として当該訴訟に参加することができる。

2 民事訴訟法第四十七条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

(国際基金への訴訟係属の通告)

第二十五条 前条第一項に規定する場合には、当事者は、国際基金にその旨を通告することができる。

2 民事訴訟法第五十三条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(国際基金に対する請求訴訟の管轄)

第二十六条 国際基金条約第四条第一項に規定する補償を求めるための国際基金に対する訴えは、第三条第一項又は第二項の規定に基づく船舶所有者に対する訴えについて管轄権を有する裁判所(その訴えが船舶所有者の損害防止措置費用等のみについての補償を求めるものであるときは、船舶所有者の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又はこの裁判所がないときは、最高裁判所が定める地を管轄する裁判所)に提起することができる。

2 前項の訴えは、同一の油濁損害に関し、第三条第一項若しくは第二項の規定に基づく船舶所有者に対する訴え若しくは第十五条第一項の規定に基づく保険者等に対する訴えが第一審の裁判所に係属し、又は責任制限事件が係属する場合には、当該裁判所の管轄に専属する。

(外国判決の効力)

第二十七条 第十二条の規定は、国際基金条約第七条第一項又は第三項の規定により管轄権を有する外国裁判所がした確定判決について準用する。

(国際基金への資料の送付等)

第二十九条 国土交通大臣は、前条第一項又は第二項の報告があつたときは、その内容を経済産業大臣に通知した上、国際基金条約第十五条第二項に規定する事項を記載した書面を作成し、同項の規定により、これを国際基金に送付しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により作成した書面を国際基金に送付したときは、当該書面に記載された油受取人に、その者に係る当該書面に記載された特定油の量を通知しなければならない。

(国際基金に対する抛却)

第三十条 第二十八条第一項又は第二項の規定によりその受取量を報告すべき特定油に係る油受取人は、国際基金条約第十二条及び第十三条の規定により、国際基金条約第十条の年次抛却金を国際基金に納付しなければならない。

(国際基金の参加)

第三十三条 国際基金は、最高裁判所規則で定めるところにより、責任制限手續に参加することができる。

(国際基金への責任制限手續係属の通告等)

第三十四条 責任制限手續が係属するときは、責任制限手續の申立てをした者、受益債務者又は責任制限手續に参加した者は、国際基金に対してその旨を通告することができる。

2 前項の規定による通告は、第三十八条において準用する責任制限法第二十八条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を裁判所に提出してしなければならない。

3 裁判所は、前項の書面を国際基金に対して送達しなければならない。

第三十五条 裁判所は、国際基金が責任制限手續に参加し、又は国際基金に対して前条第三項の規定による送達が行われた場合において、第三十八条において準用する責任制限法第二十八条第一項各号に掲げる事項に変更が生じたときはその変更に係る事項を記載した書面を、第三十八条において準用する責任制限法第三十一条第一項、第八十五条第一項又は第八十七条第一項の規定による公告がされたときはその公告に係る事項を記載した書面を、国際基金に対して送達しなければならない。この場合においては、責任制限法第十五条の規定を準用する。

(訴訟手続の中止)

第三十七条 次条において準用する責任制限法第四十七条第五項の規定により制限債権の届出がされた場合において、当該債権に関する債権者及び申立人又は受益債務者間の訴訟が係属するときは、裁判所は、国際基金が当該訴訟に参加し又は当該訴訟に関し第二十五条第一項の通告を受けている場合にあつては原告の申立てにより又は職権で、その他の場合にあつては原告の申立てにより、その訴訟手続の中止を命ずることができる。

2 前項に規定する届出又は前条第二項において準用する責任制限法第四十七条第五項の規定による届出がされた場合において、当該債権に関し、国際基金条約第四条第一項に規定する補償を求めるための国際基金に対する訴えが係属するときは、裁判所は、職権で、その訴訟手続の中止を命ずることができる。

3 第一項の場合において原告の申立てにより訴訟手続の中止が命ぜられたときは、裁判所は、原告の申立てにより、当該訴訟手続の中止の決定を取り消すことができる。

港湾法（昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号）（抄）

(禁止行為)

第三十七条の三 何人も、港湾区域（港湾施設の利用、配置その他の状況により、港湾の開発、利用又は保全上特に必要があると認めて港湾管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。

2・3 （略）

（監督処分）

第五十六条の四 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、第一号に該当する者（国土交通大臣にあつては同号イ、都道府県知事にあつては同号ロ、港湾管理者にあつては同号ハに掲げる規定に違反した者）又は第二号若しくは第三号に該当する者に対し、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）の改築、移転若しくは撤去、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原状の回復を命ずることができ、第二号又は第三号に該当する者に対し、第一号に掲げる規定によつて与えた許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

一 次の規定に違反した者

イ・ロ（略）

ハ 第三十七条第一項又は第三十七条の三第一項

二・三（略）

2）9（略）

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年十二月二十七日法律第九十四号）（抄）

（船舶の所有者等の責任の制限）

第三条 船舶所有者等又はその被用者等は、次に掲げる債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。

一 船舶上で又は船舶の運航に直接関連して生ずる人の生命若しくは身体が害されることによる損害又は当該船舶以外の物の滅失若しくは損傷による損害に基づく債権

二 運送品、旅客又は手荷物の運送の遅延による損害に基づく債権

三 前二号に掲げる債権のほか、船舶の運航に直接関連して生ずる権利侵害による損害に基づく債権（当該船舶

の滅失又は損傷による損害に基づく債権及び契約による債務の不履行による損害に基づく債権を除く。）

四 前条第二項第三号に掲げる措置により生ずる損害に基づく債権（当該船舶所有者等及びその被用者等が有する債権を除く。）

五 前条第二項第三号に掲げる措置に関する債権（当該船舶所有者等及びその被用者等が有する債権並びにこれらの者との契約に基づく報酬及び費用に関する債権を除く。）

2）4（略）

（責任制限事件の移送）

第十条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、責任制限事件を他の管轄裁判所、制限債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所又は同一の事故から生じた他の責任制限事件若しくは油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による責任制限事件の係属する裁判所に移送することができる。

（制限債権につき申立人及び受益債務者以外の者が全部義務を負う場合）

第四十八条 制限債権につき申立人及び受益債務者以外に全部の履行をする義務を負う者がある場合において、そ

の者のためにも責任制限手続が開始され、又は拡張されたときは、制限債権者は、責任制限手続開始の時又は責任制限手続拡張の時に有する制限債権の全額につき、各責任制限手続においてその権利を行うことができる。

2 前項の規定は、制限債権につき申立人及び受益債務者以外に全部の履行をする義務を負う者がある場合において、その者のために油濁損害賠償保障法の規定により責任制限手続が開始されたときにおける同法第二条第六号に規定する油濁損害に基づく債権（制限債権に該当するものに限る。）について準用する。

地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）（抄）

（不動産保存の先取特権等の優先）

第十四条の十三 次の各号に掲げる先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にあるときは、地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

一 不動産保存の先取特権

二 不動産工事の先取特権

三 立木の先取特権に関する法律（明治四十三年法律第五十六号）第一項の先取特権

四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百十條若しくは第八百四十二條の先取特権、國際海上物品運送法（昭和三十二年法律第七十二号）第十九條の先取特権、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五條第一項の先取特権又は油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十條第一項の先取特権

五 地方団体の徴収金に優先する債権のため又は地方団体の徴収金のために動産を保存した者の先取特権

2
（略）

国税徴収法（昭和三十四年四月二十日法律第四百十七号）（抄）

（不動産保存の先取特権等の優先）

第十九条 次に掲げる先取特権が納税者の財産上にあるときは、国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

一 不動産保存の先取特権

二 不動産工事の先取特権

三 立木の先取特権に関する法律（明治四十三年法律第五十六号）第一項（立木の先取特権）の先取特権

四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百十条（救助者の先取特権）若しくは第八百四十二条（船舶債権者の先取特権）、国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第七十二号）第十九条（船舶先取特権）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項（船舶先取特権）又は油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十条第一項（船舶先取特権）の先取特権

五 国税に優先する債権のため又は国税のために動産を保存した者の先取特権

2 （略）

民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）（抄）

（申立ての手数料）

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

2・3 （略）

別表一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
(略)	(略)	(略)
十七	<p>イ）ハ（略）</p> <p>二 参加（破産法（大正十一年法律第七十一号）、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項又は一三の項に掲げる参加を除く。）の申出又は申立て</p> <p>ホ）ト（略）</p>	五百円
(略)	(略)	(略)

（海上保安庁長官の措置に要した費用の負担）

第四十一条 海上保安庁長官は、第三十九条第一項から第三項まで及び第四十条の規定により措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによつては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、国土交通省令で定めるところにより、当該排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物が積載されていた船舶の船舶所有者又はこれらの物が管理されていた海洋施設等の設置者に負担させることができる。ただし、異常な天災地変その他の国土交通省令で定める事由により当該油、有害液体物質、廃棄物その他の物が排出されたときは、この限りでない。

2 （略）

3 第一項の規定による費用の負担の履行については、海上保安庁長官が適当と認めるときは、金銭の納付に代え当該措置のために消費した薬剤その他の資材に相当する資材の納付によることができる。

4 (略)

5 第一項に規定する場合において、その海洋の汚染が油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二条第六号イに規定する汚染に該当するときは、その講じられた措置に要した費用については、前各項の規定は、適用しない。ただし、その講じられた措置に要した費用の負担の履行であつて同法第三条第一項又は第二項の規定に基づく油濁損害の賠償の義務の履行であるものについては、第三項の規定の例による。

(センターの措置に要した費用の負担)

第四十二条の二十七 センターは、前条第一項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の承認を受けて、当該措置に係る排出された特定油が積載されていた船舶の船舶所有者又は排出された特定油が管理されていた海洋施設等の設置者に負担させることができる。ただし、第四十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 国は、センターが前条第一項又は第二項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じた場合であつて、当該措置に要した費用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターに対し、予算の範囲内において、当該

各号に掲げる費用で政令で定める範囲のものを交付する。

一 前条第一項の規定による措置（油濁損害賠償保障法第二条第六号イに規定する汚染のうち特定油に係るものの防除のための措置であつて、同法第二条第六号ロに規定する措置（次号において「油濁損害防止措置」という。）に該当しないものに限る。）に要した費用

二 前条第二項の規定による措置（油濁損害防止措置に該当しないものに限る。）に要した費用

3 (略)

国土交通省設置法（平成十一年七月十六日法律第百号）（抄）

（所掌事務）

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 八十七 (略)

八十八 油濁損害賠償保障契約及び油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。

八十九 百二十八 (略)